

最高裁秘書第138号

平成31年1月23日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書の開示についての通知書

平成30年10月31日付け（同年11月2日受付、最高裁秘書第4614号）  
で申出のありました司法行政文書の開示について、下記の情報を別紙のとおり提供  
することとしましたので通知します。

記

裁判官会議（第31回）議事録資料第2抜粋部分

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

(別 紙)

### 5 平成30年度司法修習生の修習期間の決定について

平成30年度司法修習生について、裁判所法第67条の2第1項及び第67条の3第1項の「修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間」を、いずれも平成30年11月27日から平成31年12月11日までと定める